

指定障害児通所支援事業者の指定の取消しについて

このことについて、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の24第1項の規定により、次のとおり指定の取消しを行いました。

1 対象事業者

- 法人名 株式会社歩歩^{ほほ}
- 代表者 代表取締役 住久貴美子
- 所在地 広島県呉市広古新開五丁目5番25号

2 対象事業所

	事業所名	所在地	事業種別	事業所番号	指定年月日
1	歩歩江田島	江田島市大柿町大君98番地4	児童発達支援	3453300018	平成24年10月1日
2	アーチ江田島	江田島市大柿町大君字老畝町3211番24	放課後等 デイサービス	3453300034	平成26年2月1日
3	リンク江田島	江田島市大柿町大君字平下430番	放課後等 デイサービス	3453300059	令和4年5月1日
4	スカイ江田島	江田島市大柿町大君字浜床98番11	放課後等 デイサービス	3453300067	令和5年4月1日

3 指定取消処分を行う日

令和8年2月27日

4 指定取消年月日（指定の効力失効日）

令和8年4月1日

5 処分理由

- 人員基準違反（法第21条の5の24第1項第4号）
サービス提供時間を通じて児童指導員又は保育士を2名配置していない日があり、人員基準を満たしていなかった。
- 不正請求（法第21条の5の24第1項第6号）
ア（1）のとおり、人員基準を満たしていない月があるにも関わらず、報酬の減算を行わず障害児通所給付費を請求し、受領した。
イ 児童指導員等加配加算を算定できないにも関わらず、障害児通所給付費を請求し、受領した。

障害児通所給付費の返還額については、支給決定を行った呉市及び江田島市が精査し、事業者に支払を求める。

6 利用児童への対応

当該事業所を現在利用している児童については、指定の取消年月日（指定の効力失効日）までに他の障害児通所支援事業所を受入先として確保できるよう、呉市及び江田島市と連携を図る。